

令和7年第11回
笠間市農業委員会総会会議録

令和7年11月28日 開会
令和7年11月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和7年笠間市農業委員会第11回定例総会

〔令和7年11月28日〕

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について
日程第10 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第11 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第12 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第8 議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について

日程第10 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

日程第11 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	深谷 聡 君	11番	青木 勝照 君
2番	寺門 博 君	12番	小沼 祐 君
3番	込山 祐一 君	13番	荻津 修一郎 君
4番	三橋 美香 君	14番	入江 保夫 君
5番	高野 尚夫 君	15番	園部 孝男 君
6番	鶴田 英樹 君	16番	鈴木 明 君
7番	飛田 稔 君	17番	稲野邊 茂生 君
8番	大橋 正義 君	18番	國谷 博隆 君
9番	高安 行男 君	19番	永田 良夫 君
10番	菅谷 賢一 君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	島田 耕一 君
農業委員会事務局主任	磯野 浩宣 君
農政課係長	藤澤 美咲 君
農政課主事	根本 和稀 君

午後1時31分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和7年第11回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、17番稲野邊茂生委員並びに18番國谷博隆委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局より報告がありますので、お願いいたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から報告でございます。議事に関する報告となります。

当初、タブレットに上げておいた議案書についてですが、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号126について、一体利用として申請されておりましたが、事務局で確認したところ、農地が離れており、フェンスで分離されていることから、別々の案件であると判断をいたしました。このことから、申請番号126を分けて審議していただくこととし、議案書の差替えを行いましたので、御了承いただきたいと思います。

また、申請番号126を126と127に分けて審議することに伴い、当初配付した議案書の127から130につきましては、番号が順次繰り上がりとなりましたので、よろしくお願いたします。

事務局からの報告は、以上となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号89、90について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号89について、調査報告いたします。

11月22日、指名調査委員2名と申請者本人と立会いの上、現地調査いたしました。

申請地、申請目的等について、議案書に記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

申請地は、日立笠間線セレステージ菅谷の道路の向かい側の農地です。

譲渡人は、高齢のため、申請地での耕作や管理もできなくなっており、現状、譲受人が草刈り等を行っている状態です。

譲受人は、おじに当たる譲渡人から売買の申入れがあり、引き受けるとのことです。

申請地は、野菜類の耕作をすることです。

境界の杭も確認でき、技術面や資金面についても、問題ないと思われま。

その他、関係書類も完備されており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号90について報告いたします。

11月22日、調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。

申請地、申請目的等について、議案書に記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

申請地は、笠間自動車学校から南へ300メートルほど進んだ左側の場所です。

現在、譲受人が譲渡人から賃借権により耕作しており、譲渡人は体力的に耕作が困難のため、譲り渡したいとのことだったので、譲受人が承諾したとのことです。

申請地で現在、野菜類を耕作されており、周辺への影響もなく、境界の杭も確認しました。

また、農機具、技術面、資金面に関しても、問題ないと判断いたします。

その他、関係書類も完備されております。許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号91について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（寺門 博君） 調査番号91につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月23日、指名調査委員2名、譲渡人受渡人代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書の記載のとおりです。

申請地につきましては、日立笠間線エコフロンティアかさまより300メートル常陸太田方面に行き、塙商店手前を左に入り、200メートルのところがありました。

地目は田です。

譲受人事由は、両親とともに後継者として農業をしてきましたが、譲渡人より農地の譲渡の話があり、自分の名義で取得するということにしたため、新規就農をしたいとのことです。

譲渡人事由は、近くの相手であり、自分で耕作できないので、相手に譲渡したいということです。

取得後の申請地の利用計画は、水稻を目的とした売買です。

自己資金で取得し、機械、施設等は、これまでどおり親とともに使用することです。

また、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類等についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号92について、議席番号14番、17番委員より調査報告を願います。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号92につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月20日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、フルーツラインから笠間西インターチェンジ方面に200メートルくらい向かった道沿いです。

譲受人の申請理由は、今まで賃借をしていたが、将来的なことを考慮して所有権を取得するものです。

譲渡人は、譲受人の要望に応ずるものです。

取得後の申請地の利用計画は、小麦の耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号93、94及び95について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号93につきまして、調査の結果を報告します。

11月21日に、指名調査委員2名、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書のとおりです。

申請地については、国道355号線沿いのファミリーマート友部インター店のすぐ裏にありました。

譲受人の事由は、自宅と畑、資材置場として使用している土地に隣接しており、営農の効率化を図ることができるため、買いたいと考えていたということです。

譲渡人の事由は、他人名義の土地に囲まれており、できれば隣接地の所有者に売却して

使ってもらいたいと考えていたとのことです。

取得後の申請地の利用計画は、栗の耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号94番、95番について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号94番について、調査の結果を報告いたします。

11月21日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

申請人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、岩間第二小学校を西に200メートル行ったところの水田の中にありました。

譲受人申請理由は、規模拡大。自作地に隣接しており、耕作がしやすいためとしております。

譲渡人は、現在耕作をしていた方が耕作をやめるため、自分では耕作できないので譲ることにしたとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

耕作地の利用計画は、水稻を栽培するとのことです。

また、技術、機械等も有しており、問題ないと見てまいりました。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号95番について、調査の結果を報告いたします。

11月21日、指名調査員2名、申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道52号線、柏井の信号を東に500メートルほど、変則五差路の手前を北に100メートルぐらい行ったところにありました。

譲受人申請事由は、規模拡大。建設業を営みながら、農業後継者として父とともに農業を兼業しており、父に代わって申請地を買い受けることとしたとのことです。

譲渡人は、相続により取得したが、耕作が困難なため、譲ることにしたとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

耕作地の利用計画は、栗を栽培するとのことです。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号96、97について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号96番について、調査結果を報告いたします。

11月22日、指名調査員及び推進委員と譲受人及び譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスを石岡方面に向かい、福島地区の十字路を左折し、1キロメートルほど行ったところにある新星観光バス会社の南側の土地です。

譲受人の申請理由は、農業規模拡大です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

農業の従事者は3人で、経営に見合った農機具類を所有し、農地を効率的に利用し、耕作する技術を持っております。

申請地の作物は、水稻です。

自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われま

す。権利関係は、売買に間違いありません。

以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続いて、番号97番について、調査結果を報告いたします。

11月22日、指名調査員及び推進委員と譲受人及び譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、先ほどの調査番号96番の土地の南側に隣接している土地です。

譲受人は、番号96番と同一で、農業規模拡大が申請の事由です。

譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

申請地の作物は、先ほどと同様で水稻です。

自然環境良好であり、効率的に耕作ができるものと思われま

す。権利関係は、売買に間違いございません。

以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号98について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（込山祐一君） 番号98につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月21日8時45分より、指名調査委員2名と推進委員2名、譲受人、申請代理人の立会いの上、現状を調査してまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道茨城岩間線上にある東京大学農学部附属牧場の入り口信号を北へ1キロメートルほど行った右側にありました。

譲受人の申請事由は、現在、枝物のハナモモを栽培しており、経営規模拡大のために申請地を取得したいとのことです。

譲渡人の事由は、枝物の桃を植樹しましたが、栽培管理が難しく、出荷することができず、これからのことを考えたところへ、植樹した桃を生かしてくれるとの話をいただき、譲り渡したいとのことです。

この申請については、耕作を目的とした所有権の移転であり、労働力、技術等についても適正と認められます。

そのほか、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から許可要件について、補足説明いたします。

番号89から98につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号の番号92について審議いたします。

審議が終了するまでの間、8番大橋正義委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号の番号92について、原案どおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号、番号92は原案のとおり決定いたしました。

それでは、8番大橋正義委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第1号、番号96の審議に入る前に、笠間市農業委員会会議規則第12条及び第18条の規定により、議長を職務代理者である18番國谷博隆委員に交代いたします。

暫時休憩といたします。

午後1時54分休憩

午後1時54分再開

○18番（國谷博隆君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

議長を交代いたしました。

議案第1号、番号96につきまして、審議いたします。

審議が終了するまでの間、19番永田良夫会長、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○18番（國谷博隆君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○18番（國谷博隆君） それでは、直ちにお諮りいたします。

議案第1号、番号96について、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○18番（國谷博隆君） 挙手全員であります。よって、議案第1号、番号96は原案どおり決定しました。

それでは、19番永田良夫会長が入場し、議長を交代しますので、暫時休憩といたします。

午後1時56分休憩

午後1時57分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（永田良夫君） 議長を交代しました。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く8件についてを審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く8件について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号の2件を除く8件について、原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号5について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号5につきまして、調査結果を報告いたします。

11月23日に、指名調査員2名と現地確認を行い、また、11月25日に、申請代理人に電話で確認しました。

申請人、申請地については、議案書のとおりでございます。

申請地につきましては、令和7年7月28日付で太陽光発電施設として転用許可を受けたものです。

取消理由として、申請地南側市道面に2メートルほどの法面、西側にも法面があり、大雨等があった場合に、土砂災害により、南西にある家屋に被害が及ぶ可能性があるため、事業を断念せざるを得なくなり、許可取下願を提出することに至ったそうです。

現在の利用状況は休耕で、今後の土地利用計画は、今後の維持管理を地権者自身で行うことは難しいとのことで、親族もしくは近隣の方で管理をお願いできる方を探し、維持管理していくとのことです。現時点では、該当者を模索中とのことです。

以上のことにより、許可前の状況と全く変わらないことが確認できました。

許可取消相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案のとおり決することにより賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号124について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号124について、報告いたします。

11月22日、指名調査員2名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。

申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

申請地は、国道355号線の下市毛北の信号を西に向かい、300メートルほど進み、右折し突き当たりの場所です。

現在、申請人は、賃借物件に住居していますが、手狭になったため、土地を購入して住宅を建てるものです。

譲渡人は、譲受人から購入したい申出があったため、承諾しました。

隣接状況は、東側、宅地、西側、公園、南側、道路、北側、畑で、周辺への耕作、日照、通風の影響はありません。

汚水、雑排水は、公共下水。雨水については、敷地内浸透処理です。

その他、関係書類も完備されており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号125、126及び127について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号125から127について報告します。

11月20日、調査員2名と申請代理人立会いの下、現地を調査してきました。

申請理由、申請内容、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、本戸の泰榮電器工場の近くの営農型太陽光発電施設です。9月に申請があった場所と隣接しているところで、3年に1度の更新の申請です。

耕作している農産物はジャガイモとのことで、今期は、茨城県の平均収量を収穫し販売したとのことでした。5月頃に適切に耕作しているか確認したところ、計画どおり作付がされており、適切に管理していることを確認しました。

申請代理人には、ジャガイモの作付後、7月から翌年3月までの間、現状営農していないので、何かほかに作付するように話をしてきました。何ができるか判断し、来年以降、実施したいとのことでした。

関係書類もそろっており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号128について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号128につきまして、調査の結果を報告します。

11月21日に、指名調査委員2名、譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線沿いのヤマト運輸笠間平町営業所から200メートルぐらいのところにあります。

譲受人の事由は、申請地の北側に位置する山林を購入するに当たり、当該山林への進入路として使用するために譲り受けることにしたということです。

譲渡人事由は、以前、本件申請地を山林への進入路として転用することにつき許可を得ていましたが、その後、所有者が変わり農地扱いになっていたところ、譲受人より、進入路として購入したいとの旨の打診を受けて承諾をしました。

契約の内容は売買であり、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、西側は宅地、南は道路、北は山林で、隣接地への日照、通風、耕作への影響はないものと見てまいりました。

排水計画は、雨水は敷地内自然浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号129について、議席番号9番、18番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（高安行男君） 番号129の案件につきまして、調査の結果を御報告いたします。

11月22日午後1時から、指名調査委員と申請人の代理人との立会いの上、現地を調査してまいりました。

賃借人、賃貸人及び申請地等については、議案書記載のとおりであります。

申請地につきましては、小原、滝川地内の国道50号線沿いにあります、げんき屋ラーメン友部本店から東へ約300メートル入った所にあります。

申請地に関しては、必要最低限の平たんな面積が確保され、東側、雑種地、畑、南側が山林、西側が宅地であり、隣接者の立会いや承諾を得ております。

隣接地への日照、通風、農地等への影響はありません。

ただし、雨水対策については、西側の宅地が申請地より低地なため、雨水が流入しないように指示しましたところ、フェンス内側に柵板を設置し、敷地内浸透で処理することであり、了承しました。

権利関係は、地上権設定契約であります。

転用目的は、太陽光発電施設であります。

そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号130について、議席番号10番、11番より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 番号130番について、調査結果を報告いたします。

11月22日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、市野谷地区の押しボタン信号を左折し、500メートルぐらい行ったところにある市野谷踏切の南側の常磐線沿いの土地です。

譲受人の申請理由は、太陽光発電施設の建設です。

譲渡人は、相手の要望に応じることです。

取水の使用はなく、雨水は敷地内自然浸透です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

防草対策は、提携業者に委託し、草刈りをするということです。

計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号131について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（込山祐一君） 番号131番につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月21日9時15分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インターチェンジ入り口の信号から岩間方面へ300メートルほど戻り、南へ300メートルほど行った左側の休耕地でした。

譲受人の申請事由ですが、日照条件がよく、平たんな場所で、必要な発電量である44.55キロワットを確保できるための適地と判断し、このほど計画に至ったそうです。

譲渡人の事由は、農業をする予定もなく、土地の管理が大変になったためとのことでした。

隣接地への影響ですが、東側が畑、西側が道路、南側が畑、北側が太陽光発電施設。隣接への日照、通風、耕作地への影響はありません。

雨水は、敷地内自然浸透です。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局長より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号125、126及び127につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

番号124、131につきましては、用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の13について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号13について、報告いたします。

11月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査してまいりました。

申請地は、昭和町のきそばたけ川の隣の道を入り、500メートルほど進んだ左側です。

申請地は、20年以上前から住居が建っており、非農地であることを確認しました。

隣接地との境界杭は、一部確認できなかったため、事務局と話した結果、隣接の畑との境界を明確にしてもらうように申請代理人と話し、境界杭の確認が取れ次第、受理することとしました。

その他、関係書類も完備されておりますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の14について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号14につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月21日に、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的については、議案書の記載のとおりです。

申請地は、鯉淵にある常陽銀行研修センターを西に100メートルのところにあります。

申請事由は、平成10年より雑種地として利用している状況であり、課税台帳記載の現況地目と一致させるため、土地地目変更登記申請することです。

関係書類についても完備しており、問題ないと判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が1件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が1件となります。合計1筆、3,112平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書9ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）について原案のとおり決定いたしました。

次の日程第8、議案第6号は、農政課職員が説明のために入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

資料を切り替えますので、暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

番号1について、農政課より説明願います。

○農政課係長（藤澤美咲君） 農政課の藤澤です。

私から、農業振興地域整備計画の変更申請案件について御説明させていただきます。今回は、除外3件の変更申請となっております。よろしく願いいたします。

では、案件1から御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。案件1の変更申請書より御説明いたします。

1ページ目が変更申請書となります。事業計画者、土地所有者の情報になります。

事業計画者及び所有者は、変更申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は、親子となります。

事業計画地ですが、大橋948-1の1筆の一部、登記地目が畑、面積は2,520平方メートル

ルのうち409平方メートルです。

利用目的及び土地の選定理由についてです。

利用目的は、自己住宅の建築です。事業計画者は現在、北海道で勤務し、家族4人で職場の住宅に住んでおりますが、高齢の父親の農作業を手伝うため、地元に戻り、生活基盤を整えたいという意向から、自己住宅を建築することを計画しております。

土地の選定理由ですが、父親のサポートのために実家近くに住むこと、交通量や日照、周辺環境の住環境を考慮した結果、本計画地が適しているとのことで選定されております。

続きまして、事業内容に関し、関連資料を用いて御説明いたします。

2ページが位置図及び付近の状況図となります。計画地は、県道113号線沿いに位置し、旧東中学校前を東方向に進んで、吉田神社下交差点を左折した先に位置しております。

3ページ目が土地利用計画図になります。平屋の住宅を配置する計画となっております。

続いて、4ページが申請地及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなっております。

続きまして、5ページが計画地の求積を示した図となっております。

続きまして、6ページから8ページが住宅の平面図及び立面図となっております。

9ページが計画地の登記簿。

10ページから12ページが隣接地の所有者の同意書となっております。

続いて、13ページから18ページが代替地検討の関連資料となります。申請地以外において、事業計画者の父所有の土地について検討しましたが、耕作していることや接道条件が悪いなど、不適な土地であったため、本申請地を選定しております。

最後に、19ページ、20ページが農振農用地区域図。

21ページから、現地の確認写真となっておりますので、御確認いただければと思います。

今回の事業計画地については、農振農用地区域の縁辺部に当たることを確認しております。

また、農振除外の6要件ですが、申請地は、ほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良区事業区域外であること。

以上のことから、要件を全て満たしていることを確認しております。

案件1についての説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の1について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（寺門 博君） 調査番号1番につきまして、調査の結果を報告します。

11月23日、指名調査委員2名と所有者の立会いの下、調査を行いました。

申請地は、県道真端水戸線の通りで、大橋大宝内集落センターより100メートルのところ

です。

申請人、申請地等は、議案書のとおりです。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 2 8 分休憩

午後 2 時 2 8 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○2番（寺門 博君） 申請地は、県道に面し、交通量が少なく、実家に近いこと、周辺農地に支障がないことを考え、父所有の土地、現在休耕中で、選定条件にも見合う土地であるということでした。

隣接する農地、所有者の同意も得ており、必要最小限の面積と判断しました。

住宅を建てるに当たり、取水は市の公共上水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設け側溝放流、雨水は浸透ますを設け、敷地内処理ということでした。

また、建物等、平屋にし、採光と通風の影響を最小限にし、隣接地への環境を考えたものとしたそうです。

資金計画は、自己資金、借入資金だそうです。

以上、調査の結果から、農用地区域からの除外することをやむを得ないと判断しましたので、よろしく審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

資料を切り替えますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 0 分休憩

午後 2 時 3 1 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

番号 2 について、農政課より説明願います。

○農政課係長（藤澤美咲君） 案件 2 について、御説明させていただきます。

変更申請書より御説明いたします。

1 ページ目、変更申請書、事業計画者、土地所有者の情報となります。こちらも農振農用地区域からの除外案件となります。

事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は親族外で、売買関係となっております。

事業計画地が、片庭1545番 1 の 1 筆で、地目が田、面積は合計で1,032平方メートルです。利用目的ですが、利用目的は、太陽光発電施設です。

計画地は、土地所有者にとって管理が難しく、十分に活用されていない状況であり、事

業者としても、再生可能エネルギー導入促進と電力供給に寄与する目的で、太陽光発電施設として有効活用を図ることを目的としております。

土地の選定理由ですが、日照条件が良好であること、造成を必要としない平坦地で、既存電柱もあり、発電所の運用が適しているということから選定されております。

続いて、事業内容に関し、関連資料を用いて御説明いたします。

2ページ、3ページが位置図及び付近の状況図となっております。計画地は、県道1号線を北上し、片庭交差点を右折して、県道226号線に入った先に位置しております。

4ページが土地の利用計画図となります。計画図のとおり、太陽光パネルを縦置き1段で配置し、周辺にはフェンスを設置する計画となっております。

続きまして、5ページが申請地及び隣接地の状況を記載した公図の写し。

6ページが計画地の登記簿。

7ページから10ページが計画事業者の登記簿となっております。

11ページから13ページは、隣接地の所有者から同意をいただいた書類となります。

14ページ、15ページが代替地の検討確認書。

関連資料が16ページ、17ページとなります。

申請地以外に検討した土地については、接道が狭いことや電柱が遠いなど、太陽光設置に不適であることから本申請地を選定しております。

18ページから29ページが、事業計画書についての参考資料となっております。

30ページから32ページが、事業を実施できる体制が整っていることを示す書類として、電力会社からの接続承諾書と発電シミュレーション等を提出していただいております。

最後に、33ページから、農振農用地区域図及び現地確認写真となっておりますので、御確認いただければと思います。

今回の事業計画地についても、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

農振除外の6要件、申請地は、ほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、土地改良事業区域外であること。

以上のことから、要件を全て満たしていることを確認しております。

案件2について、以上となります。よろしく御願いたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の2について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号2番について、調査結果を報告いたします。

11月26日、指名調査員2名、申請人立会いの上、現地の調査を行いました。

申請人、申請地については、議案書のとおりでございます。

申請地につきましては、県道宇都宮笠間線から片庭交差点を右折し、県道鶏足山片庭線

を北方向へ約300メートル進んだ、県道沿いの左側にありました。

利用目的は、太陽光発電施設のための申請です。

本申請地は、予算内の購入金額、太陽光を遮るものがない良好な土地、既存電柱の利用による電力負担金の節約、切土、盛土等による造成が不要といった要件を満たし、このような条件のよい土地をほかに見つけることができなかった。そこで本申請地を譲り受けることとしたそうです。

譲渡人については、本土地の管理に手を焼いており、土地の有効利用を図るため、譲受人の要望もあり、所有権移転の契約に応じることとしたいそうです。

隣接地への影響は、太陽光パネルの高さが93センチメートルから1.273メートルで、フェンスは網状であり、日照、通風に影響はなし。

隣接状況は、東側、県道、西側、畑、南側、農道を挟んで譲渡人の宅地で、北側は田です。

取水計画は、なし。雑排水は、発生しない。雨水排水は、敷地内浸透処理。

資金計画は、自己資金であり、その他、隣接農地の同意書など、ほかの関係書類も添付されており、農用地区域から除外することはやむを得ないと判断しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

資料を切り替えますので、暫時休憩といたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

番号3について、農政課より説明願います。

○農政課係長（藤澤美咲君） 番号3について、説明させていただきます。

まず、変更申請書より御説明いたします。

事業計画者、土地所有者の情報です。

事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は親子となります。

事業計画地は、小原6388の一部。

登記地目は、畑。面積は、2,005平方メートルのうち499平方メートルです。

利用目的及び土地の選定理由についてです。

利用目的は、自己住宅の建築です。事業計画者は、現在夫婦で賃貸住宅に住んでいますが、今後の生活を考えると手狭であることから、住宅の建築を計画しております。

土地の選定理由ですが、親の高齢化に伴うサポートも視野に入れ、実家近くの土地を検討した結果、父が所有する土地が条件に適している場所であったため、本計画地を選定し

ております。

続いて、事業内容に関して御説明いたします。

2 ページ、3 ページが位置図及び付近の状況図となっております。

計画地は、常磐線の北側、小原神社から東方向に位置しております。

5 ページが土地利用計画図となっております。平屋建て住宅の配置を計画しております。

6 ページは土地利用に関する書類で、汚水の放流について、土地所有者に同意を得ていることを確認する書類となっております。

7 ページが申請地及び隣接地の状況を記載した公図の写しとなります。

8 ページ、9 ページが住宅の平面図、立面図です。

10 ページが計画地の登記簿となります。

11 ページから14 ページが、隣接地の所有者から同意をもらった書類となります。

15 ページから23 ページが、代替地の検討確認書及び関連資料となっております。

申請地以外において、事業計画者の父所有の土地について検討しましたが、耕作していることや既存倉庫があることなどから本申請地を選定しております。

最後に、24 ページ、25 ページの農振農用地区域図、26 ページから現地確認写真となっておりますので、御確認いただければと思います。

今回の事業計画地について、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の6 要件について、申請地は、ほかに代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、また、申請地は、土地改良事業を実施しておりますが、8 年経過し、現在は土地改良区外であることを確認しております。

以上のことから、要件を全て満たしていると確認しております。

案件3 について以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号3 について、議席番号9 番、18 番委員より調査報告を願います。

9 番。

○9 番（高安行男君） 番号3 の案件につきまして、調査の結果を御報告いたします。

11月22日午後2 時から、指名調査委員と土地所有者立会いの下、現地を調査してまいりました。

事業計画者や土地所有者については、議案書記載のとおりであります。

申請地につきましては、小原神社前交差点から東へ向い、約600メートル行った所に位置する農用地であります。この地は、県営畑地帯総合整備事業で整備された土地であります。この事業の完了は、平成28年5月9日であり、9年目となります。

事業計画者は、現在、賃貸住宅に夫婦で暮らしておりますが、手狭なことから、自己住

宅の建築を検討しておりました。土地価格の交渉や売買契約の条件など、不動産業者を介して相談している中で、なかなか条件に合う候補地に巡り会うことができないでいたようでございます。そうしたことから、父親に相談したところ、実家に隣接している耕作していない農地の一部を利用してもよいとの意見がありました。親の高齢化を視野に入れ、将来面倒を見ていく都合上、最適な場所と判断し、申請地として選定したということでございます。

申請地は、市道に面した実家敷地に隣接しており、農用地2,500平方メートルのうち、約499.17平方メートルを農用地区域から除外するものであります。

これらの申請事由は贈与で、事業計画は、一般住宅、小作地などの権利はございません。農用地の団地の影響はございません。

確実性については、取水は公共上水道、雑排水については、農業集落排水施設。実現性は、資金計画から見ても確実と見られます。

既存の利用状況は、利用されている。事業計画から見て、必要性は認められるということです。

計画面積については、形状、配置等から判断し、実家の北側境界線上に沿った形状で利用され、必要最小限の面積であります。

付近の農地の影響の有無については、雨水は敷地内自然浸透、取水は上水道、汚水、雑排水は、農業集落排水施設。隣接地への日照、通風、騒音に対しても影響はございません。

資金計画は、借入金でございます。

その他の状況で、隣接者の同意を得ております。

以上の調査結果から、農用地区域から除外することはやむを得ないものと判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 太陽光の件なのですけれども、例えば周辺地で代替地を探したといっても、ただ周辺内だけで、あえて農振農用地区域内に選定、やりたいという部分ですか。農振法の趣旨からいっても、基本的に例えば笠間市内だって、いくらだって光が当たるところは腐るほどあるし、土地もあるし。例えば、渡人が希望だとしても、あえて農振農用地区域、農振法の趣旨からいっても、ふさわしくないと思うのです。結局、他県でいえば、原則、農振農用地内は許可されないと、うたっているところもありますし。

ですから、この笠間についても、行政がどういうふうに判断するか分かりませんが、私としては、基本的に農振農用地内に太陽光発電を持ってくる、あえて選んで持って

くるべきではないと、ずっと考えています。その辺、農政課のほうで、どういう考えなのか。

○農政課係長（藤澤美咲君） 笠間市においても、太陽光の設備のための判断基準というのは設けております。そういった御意見も、もちろんあるとは思いますが、申請区域の面積ですとか農地区分も鑑みて、あとは、現在活用されていない農地であるというような状況等があって、そういったところを全体的に考えて、今回申請があったところで、農振の除外の要件等から見ると、申請できない、太陽光発電施設にはいけないというような回答はできないと思っております。

○15番（園部孝男君） 農振法の趣旨というかで、できないと言えるのです。言えるはずなのです、それは。だから他県でも、農振農用地区域内については許可しませんという原則論を。ほかと一体化してやるならば認めるが、そこだけ単体では、農振農用地内には認めませんというところもあるのですよね。ですから、農振法の法律の中で、できないということはないと思うのですが。

○農政課係長（藤澤美咲君） そうですね。なので、もちろん申請いただく際には、農振農用地外で検討していただくということは、基本的に御案内はしているところではあります。申請受付をしたら、事業の実施性などにより判断しているところです。

○15番（園部孝男君） 笠間市は、農振農用地内でも、適正な書類が整っていれば認めるという方向なのですね。

○農政課係長（藤澤美咲君） そうですね。周辺影響が。除外要件と周囲の農地に影響がないというところであれば、市としては、申請を受付しております。

○15番（園部孝男君） そういう考えならば、逆に5年後の農振の見直しがありますよね。そのときに見直しできないのか。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時53分休憩

午後2時58分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

なければ、お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号1から3については、農用地区域から除外することはやむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号1から3は農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての回答の御説明をいたします。

令和7年11月10日付、笠農政第633号で意見を求められた農業振興地域整備計画の変更について、当農業委員会の意見を御説明申し上げます。

番号1について読み上げます。

申請地は第1種と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第4項の規定により、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択し申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

次に、番号2について読み上げます。

申請地は、申請地以外の代替地について検討されているが、周辺地域内を考慮すると、農業振興地域、農用地以外の土地で代替することが困難であり、適地がないとは言えない状況である。しかし、当該申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、周辺の土地利用状況から見て、遊休農地化の進行具合や農業的土地利用への支障がないことなどから、除外がやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

次に、番号3について読み上げます。

申請地は第1種と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第4項の規定により、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択し申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局の説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画、括弧地域計画の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページ、戻っていただきまして、00議案書を見ていただきまして。11ページになります。よろしいでしょうか。

今回は、二つの内容につきまして、御審議いただくこととなります。

まず、（1）地域計画変更申請地を地域計画から除外すること。（2）「農業振興地域内の農用地区域」以外を地域計画から除外することとなります。

大変申し訳ないのですけれども、また別添資料を御覧ください。

議長、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後3時05分休憩

午後3時06分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） それでは初めに、地域計画変更申請地を地域計画から除外する内容につきまして御説明いたします。

別添資料1ページを御覧ください。

地域計画の区域内の土地につきましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農地転用許可に際して、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があり、地域計画を変更するときには、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、あらかじめ農業委員会等から意見を聞くこととなっています。

今回の意見聴取内容は、27件、27筆、1万6,856.08平方メートルの地域計画の区域内の農地の除外についてでございます。

また、除外に伴い変更される笠間市地域計画（案）の地区は、8地区、旧笠間町、旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧穴戸町、旧大原町、旧岩間町、旧南川根村であります。

笠間市地域計画の変更に当たりましては、事前に農業委員会事務局において、農地の営農条件等から見た農地区分、1種、2種、3種ごとに定められた許可の基準である立地基準に基づきまして、立地ができるかについて審査して、転用の見込みがあると判断しております。

ただし、今後、農地転用許可が申請された場合につきましては、申請目的が確実に実現

されるか、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないかなど、一般基準に基づく審査、それから農業委員会総会での審議もあることから、許可相当とまでの判断はしておりません。

個別に変更申請がある農地の地域計画の除外につきましては、以上でございます。

この後、変更計画案を見ていただくのですけれども、先ほどの（２）でありました農振地域内の農用地区域以外を地域計画から除外することにつきまして、御説明させていただきます。

２ページ目を御覧ください。ここについては、農政課のほうから説明があります。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

次に、農業振興地域内の農用地区域以外を地域計画から除外する内容について、農政課より説明願います。

○農政課主事（根本和稀君） 農政課農業振興グループの根本と申します。よろしく願います。

地域計画の変更に関する概要ということで、別添資料の２ページ目です。ページ番号は振っていないのですけれども、「地域計画の変更に関する概要」という資料を御用意させていただきます。

まず、地域計画についてなのですけれども、地域計画とは、農業経営基盤強化促進法の改正によって策定が法定化された計画となっております。

この計画の目的としましては、今後の高齢化であったり人口減少によって、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があるということから、地域農業の将来について農家の皆様に御協議いただきまして、地域計画というものを策定。策定した計画を基に持続的な農地利用を行っていくということが計画の目的となっております。

笠間市では、市内全域の農地を対象に、各地域の地域農業における課題であったりですとか今後の営農について御協議いただきまして、令和７年３月末に、地域計画を策定いたしました。

この地域計画というものは、計画書と、あと目標地図という地図がセットになっておりまして、併せて目標地図というものも作成したということになります。

今回、議題の（２）として、農振農用地区域以外を地域計画から除外することなのですけれども、こちらの区域変更についてのお話になります。

地域計画区域を現在では、市内全農地が対象として指定されているところですが、農業振興地域内における農振農用地区域のみに限定して地域計画を策定したいというところがございます。

農振農用地区域というのが、今後、おおむね10年間にわたって総合的農業の振興を図るべき農地として、市の計画で指定しているところとなっております、おおむね10ヘクタール以上の集団的農地であったりですとか、土地改良、公共投資を行った農地が対象とな

っている土地改良事業などを行った農地が、農振農用地区域として指定されております。

今回、地域計画の区域を市内の全農地を指定しているところから、農振農用地区域に変更する理由としまして、現在の地域計画には、耕作が困難な農地が計画に含まれていたりですとか、関係法令の中で人口の流入を促進しているような地域における農地でも、地域計画の区域の中に入っており、農地の転用が少し煩雑になってしまっているというところから、そういった農地は外しまして、優良農地のみ絞って地域計画区域を策定したいということの判断を行いまして、地域計画区域を優良農地、農振農用地区域のみ絞って区域変更を行いたいというところでございます。

説明としては、以上となります。皆様には御審議賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 今、農政課の説明がありました。

続いて、変更の詳細につきましては、今の別添資料3ページの、次めくっていただきまして、笠間市地域計画案（案）を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

今回変更される地区は、10地区、全てとなります。

今回変更される箇所は、3ページ目ですと、上から二つ目のますです。1地域における農業の将来の在り方、（1）地域計画の区域の状況となります。

変更前が括弧書きの赤字表記となって、267ヘクタールが86ヘクタールに減。先ほど言ったように農振農用地以外の農地を除くということで、減ということになります。

飛びまして、7ページ、目標地図を御覧ください。

地域計画から除外する農地の区画がピンク色表示となっております。地域計画に残す農業振興地域内の農用地区域の農地の区画については黒色表示、それと耕作者がついているところは網かけとか、いろいろな色が表示されているということで。大部分の農地が抜けるということで、10地区それぞれに同様の表記、表示となっておりますので、御確認をいただければと思います。

すみませんが、個別にそれぞれの面積等についての御説明は割愛させていただきまして、御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 今、旧笠間町、最初の地図ですけれども、国道355号線を行って笠間に入って、新しいバイパスを通過して、橋を渡って、南小学校から来る十字路を過ぎて、あそこがいい田んぼがありますけれども、その田んぼがピンクなのですけれども、これは除外されるのですか。

- 農業委員会事務局長（福嶋 猛君） そこは旧笠間町じゃなくて、旧南山内村地区。
- 15番（園部孝男君） 地区が違うのですね。
- 農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 区分線が出てくるのですけれども、青点線みたいな。今回、青点線の上側。
- 15番（園部孝男君） あります、十字路の手前。
- 農業委員会事務局長（福嶋 猛君） はい。その上側が入っているということ。
- 15番（園部孝男君） そういうことですね。あまり多分、入っていないと思って。
- 農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 地区が違うということで。来栖橋南のところあたりに青点線が入っているのですけれども、そこで変わります。
- 15番（園部孝男君） すみませんでした。
- 議長（永田良夫君） よろしいですか。
- 15番（園部孝男君） 大丈夫です。
- 議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の意見聴取について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定されました。

ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

- 議長（永田良夫君） 日程第10、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について。

番号12、13について、議席番号7、番14番委員より調査報告を願います。

7番。

- 7番（飛田 稔君） 番号12、13について報告いたします。

番号12、13は同じ場所なので、まとめて報告させていただきます。

11月22日、指名調査員2名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。

届出地は、笠間芸術の森公園東口入り口から西へ700メートルほど進み、左折し、50メー

トルほど入った左側の場所です。

届出内容は、農地転用です。

工事内容は、携帯電話アンテナ基地局設置です。

届出地に鉄板を敷き、作業車を搬入し、工事終了時に撤去します。道路に作業車を駐車する際には、誘導員を配置し、通行の妨げにならないように配慮して工事をします。

工事期間は2か月程度ですが、日程等により、令和7年12月から令和8年8月までの期間です。

その他、関係書類も完備されており、問題ないと見てまいりましたので報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号14について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（込山祐一君） 申請番号14につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月21日9時45分より、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。

届出人、届出地につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出地は、県道茨城岩間線上に、岩間第二小学校前の信号から茨城町方面へ700メートル行ったところに小松崎自動車整備工場があり、そこから南に100メートル入った右側にありました。

届出人事由は、茨城県県央農林事務所が行うかんがい排水事業で、押辺、安居地区に必要な現場事務所と資材置場となります。

使用期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの4か月です。

隣接地への影響ですが、東側が道路、西側が休耕地、南側が畑、北側が畑ですが、使用期間が短いため、農地への影響はないと見てまいりました。

そのほか関係書類についても完備しており、問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通

知について、御報告いたします。

議案書につきましては、13ページから14ページになります。

番号63、64は、売買のため、合意を解約するものです。

14ページになります。

番号65は、売買のため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の10について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号10について、調査の結果を報告します。

11月21日に、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。届出人とは電話で確認を取りました。

届出人、届出地については、議案書に記載のとおりです。

届出地については、届出どおりに改良行為が完了しており、作付計画書のとおり、栗の作付を予定していることを確認してまいりましたので報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第11回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時24分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

17番 委 員

18番 委 員